

太子町告示第 1 1 号

太子町農作物被害防止資材購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 1 日

太子町長 高 梨 哲 彦

太子町農作物被害防止資材購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、イノシシ等による農作物の被害を防止するため、防護柵等を購入する者に対し、予算の範囲内において農作物被害防止資材購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太子町補助金等交付規則（平成 2 2 年太子町規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イノシシ等 太子町鳥獣被害防止計画に定める鳥獣をいう。
- (2) 防護柵等 イノシシ等の侵入を防ぐために設置するトタン板、金網による防護柵、電気牧柵等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、町内において、イノシシ等による被害を受けるおそれのある農地（以下「農地」という。）を耕作する者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防護柵等の設置に係る資材の購入費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 1 戸の農業者が資材を購入した場合 年額 4 万円
- (2) 2 戸の農業者が共同で資材を購入した場合 年額 1 6 万円
- (3) 3 戸以上の農業者が共同で資材を購入した場合 年額 1 0 万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農作物被害防止資材購入補助金交付申請書兼請求書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した資材の明細が分かる領収書等の写し
- (2) 防護柵等の設置の状況が分かる写真
- (3) 委任状(共同で資材を購入したとき。)

2 申請者は、前条各号の区分のうち、2以上の区分に該当するときは、その区分ごとに補助金の申請をすることができる。

(防護柵等の維持管理義務)

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金により設置した防護柵等について、適正な維持管理に努めなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。